

遺族年金制度について

目 次

1. 現行の遺族年金制度	
(1) 遺族基礎年金	1
(2) 遺族厚生年金	2
2. 遺族年金制度に対する主な視点	7
3. 遺族年金制度に係る論点（例）	
(1) 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給について	
現行の仕組み	9
現行の仕組みに対する指摘	11
指摘を踏まえて考えられる方法	13
(2) 若齢期の妻に対する遺族年金について	
現行制度の若齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金	17
遺族年金を受給する妻（特に若齢期の妻）の現状	19
若齢期の妻に対する遺族年金に関する論点	19
(3) 支給要件における男女差について	
就労・賃金の格差の現状	21
男女差に関する論点	22
生計維持要件について	22
参考資料	33

1. 現行の遺族年金制度

(1) 遺族基礎年金

〈支給要件〉

遺族基礎年金は、次の①～④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者

ただし、前記①または②に該当する者が死亡した場合で、その者が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が2/3以上であることを要件とする。(ただし、平成18年3月31日以前に死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がない場合でも要件とされる。)

〈支給対象者〉

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ①子のある妻
- ②子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件（以下「生計維持要件」という。）を満たす遺族をいう。

〈年金額〉

年金額は、「797,000円 + 子の加算額」である。

※ 子の加算額：第1子・第2子……………各 229,300円
 第3子以降 ……………各 76,400円

(2) 遺族厚生年金

〈支給要件〉

次のいずれかの場合に、死亡した者の遺族に支給される。

- ① 在職中に死亡したとき
- ② 在職中に初診日のある傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級・2級の障害厚生年金が受けられる者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき

ただし、①または②の場合にあっては、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合には、死亡日の前日において、その期間のうち国民年金の保険料を納付した月と保険料の免除を受けた月を合わせて2/3以上あることを要件とする。(ただし、平成18年3月31日以前に死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がない場合でも要件とされる。)

〈支給対象者〉

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ①配偶者又は子
- ②父母
- ③孫
- ④祖父母

※夫、父母又は祖父母については、55歳以上であること。子及び孫については、18歳到達年度の末日までにある子(孫)または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子(孫)であり、現に婚姻をしていないこと。

(注)「生計を維持されていた遺族」は遺族基礎年金と同じ。

〈年金額〉

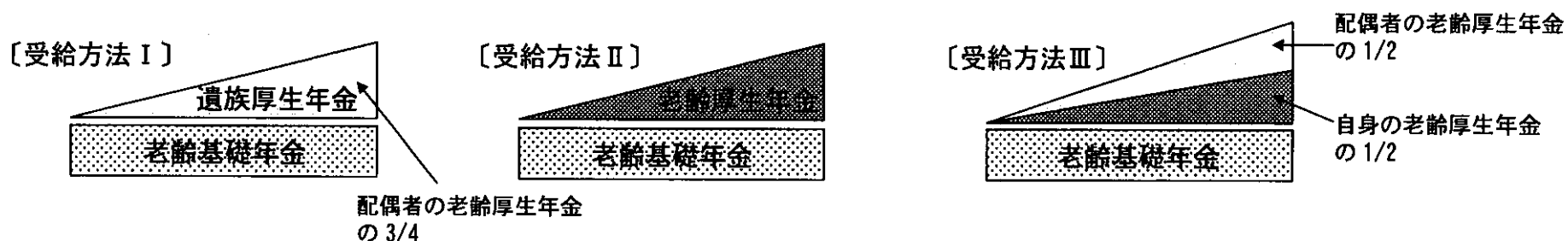
$$\text{遺族厚生年金} = \left[\frac{\text{平均標準報酬額}}{\text{}} \right] \times \frac{5.481}{1,000} \times \left[\frac{\text{被保険者期間の月数}}{\text{}} \right] \times 3/4$$

※以下の要件に該当した場合は、被保険者期間の月数を最低 300 月で計算

- ① 在職中に死亡した場合
- ② 在職中に初診日がある傷病で 5 年以内に死亡した場合
- ③ 1 級または 2 級の障害年金の受給権者が死亡した場合

〈併給選択（高齢期（自身の老齢厚生年金受給時）に受給する遺族年金）〉

遺族厚生年金を受給する者が、自身の老齢年金の受給権を取得した場合における受給の組み合わせは以下の 3 通りの受給方法の中から選択することとなる。



(参考)〈遺族年金の改善(昭和60年改正、平成6年改正)〉

◇昭和60年改正

昭和60年改正では、従来の厚生年金制度において老齢年金の $1/2$ とされていた遺族年金の給付水準について、生計維持者が死亡した場合に生計費が単純に $1/2$ になるとはいえないことを考慮して、子を有する妻や中高齢の妻に対する給付の重点化を図り、その水準の改善を行った。

- 基礎年金制度の導入に伴う2階建て年金への再編成により、子を有する妻に老齢基礎年金と同額の遺族基礎年金(及び子の加算額)を保障する。
- 遺族厚生年金については、死亡した配偶者の報酬比例の老齢厚生年金の $3/4$ 相当額とした。(なお、高齢期の報酬比例年金は、自らの老齢厚生年金か遺族厚生年金のどちらかを選択する。)

◇平成6年改正

平成6年改正では、共働き世帯の増加等を受け、自らの保険料納付実績が年金額に反映される方向で、遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整の仕組みを改善することとした。具体的には、高齢期の報酬比例年金について、自らの老齢厚生年金の $1/2$ と遺族厚生年金の $2/3$ (=死亡した配偶者の老齢厚生年金の $1/2$ 相当)を併給するという選択肢を創設し、受給者が計3つの選択肢の中から選択できることとした。

(参考)

遺族		遺族基礎年金		遺族厚生年金(注1)			
若 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	子 の い る 場 合 (注2)	妻		○	子が18歳に達するまで支給される	○	夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される(注3・注4)
		夫	配偶者死亡当時の年齢が55歳以上の場合	×	支給されない	○	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止、子が遺族厚生年金の受給権を有する場合は夫の遺族厚生年金は支給停止される)
			配偶者死亡当時の年齢が55歳未満の場合	×	支給されない	×	支給されない(この場合、18歳未満の子に対しては妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される)
	子 の い な い 場 合	妻	配偶者死亡当時の年齢が35歳未満の場合	×	支給されない	○	夫の報酬比例の年金額の3/4が支給される
			配偶者死亡当時の年齢が35歳以上の場合	×	支給されない	○	夫の報酬比例の年金額の3/4に加えて40歳以降65歳未満の間は中高齢寡婦加算(40歳までは夫の報酬比例の年金額の3/4のみ支給)が加算される(注3・注4)
		夫	配偶者死亡当時の年齢が55歳以上の場合	×	支給されない	○	60歳以降妻の報酬比例の年金額の3/4が支給される(60歳までは支給停止)
			配偶者死亡当時の年齢が55歳未満の場合	×	支給されない	×	支給されない
			夫		×	支給されない	○
高 齢 の 遺 族 配 偶 者 の 場 合	夫		×	支給されない	○	自分の老齢厚生年金の受給権がある場合には、実際に受給する年金については、 ①遺族厚生年金のみを受給する ②自分の老齢厚生年金のみを受給する ③死亡した配偶者の報酬比例の年金額の1/2と自分の老齢厚生年金の1/2の額を併給するという3つから選択する。	
	妻		×	支給されない	○		

(注1) 現役期に夫が死亡した時の妻や子に対する給付については、夫の被保険者期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の金額は25年で計算される。

(注2) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいう。

(注3) 中高齢寡婦加算は、以下のとおり加算される。

① 子のある妻の場合

子が18歳到達年度の末日において35歳以上である妻に対して40歳から65歳に達するまでの間、遺族基礎年金の3/4の額(現在597,800円(年額))が遺族厚生年金に加算される。ただし、遺族基礎年金を受給している間は支給停止される。

② 子のない妻の場合

夫が死亡した当時の妻の年齢が35歳以上65歳未満であれば、40歳から65歳に達するまでの間、①と同額が遺族厚生年金に加算される。

(注4) 遺族厚生年金を受けている妻が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受給することができるようになったときに、昭和31年4月1日以前に生まれた者に対しては、中高齢寡婦加算と老齢基礎年金の差に相当するものとして、経過的寡婦加算が加算される。

(注5) この表で整理したケース以外に、夫の年齢、妻の年齢、子の年齢によって様々なケース(年金受給者だが18歳未満の子がいる、年金受給者である夫は死亡したが自らはまだ年金受給年齢とはなっていないなど)が生じ得るが、ここでは省略している。

(注6) 寡婦年金(国民年金の独自給付)

〈支給要件及び支給対象者〉

第1号被保険者として保険料納付済期間(免除期間も含む)が25年以上ある夫が死亡した場合に、夫の死亡当時、夫によって生計が維持され、かつ、婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳までの間支給される。(ただし、夫が障害基礎年金の受給権を有していたことがあったり、老齢基礎年金の支給を受けていたとき、または、妻が繰上支給の老齢基礎年金を受けているときは、支給されない。)

〈年金額〉

年金額は夫の死亡日の前日までの第1号被保険者としての被保険者期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3である。

2. 遺族年金制度に対する主な視点

○ 女性と年金検討会における遺族年金の在り方に対する議論

遺族年金制度については、女性と年金検討会の報告書において、将来的には、年金制度において個人単位化を貫きこれを廃止する、又は希望する者だけが加入する別建ての制度とすべきであるという意見がある一方、

- ① 子が成長するまでの間の若齢の遺族配偶者に対する保障については、ほとんどの国の年金制度において行われており、また、配偶者の死亡後に、就労しつつ子を養育するとしても、なお所得保障の必要性は高い、
- ② 子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する保障については、諸外国の制度においては、給付がないか有期の給付としているものもみられることから、その就労を支援しつつ、見直しを行うことが必要なのではないか、
- ③ 高齢の遺族配偶者に対する保障については、ほとんどの国の年金制度において、高齢期には死亡した配偶者の保険料納付に基づく給付が行われており、また、高齢期の所得保障として亡き配偶者の保険料納付に基づく給付の必要性は高い、

と説明がなされ、遺族年金は基本的に維持することとしつつ、共働き世帯と片働き世帯との間の均衡を図る、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付に反映する仕組みとする等の観点から、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要と提言されている。

○ 遺族年金制度を議論するに当たっては、次の2つの視点が考えられる。

- ① 女性の就労の増加、ライフスタイルの多様化を受けて、現行の遺族年金の給付の体系についてどう考えるか。
 - ・ 女性の就業の増加、ライフスタイルの多様化が進展する中で、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付額に反映される仕組みとすることについてどう考えるか。
 - ・ 若齢期の遺族配偶者、特に子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する保障についてどう考えるか。

② 遺族年金における給付と負担について、年金制度における公平性の観点から、どう考えるか。

- ・ 高齢期の遺族配偶者に対する遺族年金について、片働き世帯と共働き世帯で給付と負担の関係が同一とならないことについてどう考えるか。
- ・ 遺族年金の支給要件においては、男女間において様々な差異が設けられていることについてどう考えるか。

○ 遺族年金制度について検討すべき課題

遺族年金制度を検討するにあたっては、女性と年金検討会における議論や上記の2つの視点を踏まえ、ライフスタイルの多様化等に対応していくために、主に以下のような3つの検討すべき課題が考えられる。

- ① 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給について
- ② 若齢期の妻に対する遺族年金について
- ③ 支給要件における男女差について

3. 遺族年金制度に係る論点（例）

（1）高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給について

（以下において、便宜的に「遺族配偶者＝妻」、「死亡した配偶者＝夫」とする。）

〈現行の仕組み〉

現行の仕組みでは、高齢期（自身の老齢厚生年金受給時）に受給する遺族年金は、妻自身の老齢厚生年金と夫の遺族厚生年金を以下の受給方法Ⅰ～Ⅲの中から選択のうえ受給することとなる。

